

# 令和2年度第2回前橋市総合教育会議会議録

日 時 令和2年12月18日（金） 午後3時00分から午後4時00分まで

場 所 市役所11階南会議室

(市長)

山 本 龍

(教育委員会)

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	湯 澤 晃
委 員	奈 良 知 彦	委 員	石 井 裕 美
委 員	溝 口 健 介		

(事務局)

教 育 次 長	高 橋 宏 幸	指 導 担 当 次 長	山 中 茂 樹
総 務 課 長	片 貝 伸 生	学 校 教 育 課 長	都 所 幸 直
生 涯 学 習 課 長	若 島 敦 子	青 少 年 課 長	阿 久 澤 正 彦
総 合 教 育 プ ラ ザ 館 長	板 橋 均	前 橋 高 等 学 校 事 務 長	鶉 野 明 広
政 策 部 長	中 畝 剛	情 報 政 策 担 当 部 長	松 田 圭 太
情 報 政 策 課 長	岡 田 寿 史		

教育次長　　これより令和2年度第1回前橋市総合教育会議を開会いたします。  
ここからの議事運営につきましては教育長にお願いいたしますので、  
よろしくをお願いいたします。

教育長　　では、これより令和2年度第2回前橋市総合教育会議を始めたいと思  
います。まず初めに、市長、ごあいさつをお願いいたします。

市長　　教育委員の皆様、執行部や教育員会幹部職員の皆様、本当にありが  
とうございます。この会議ではGIGAスクールや子供たちの学びにつ  
きまして色々な議論をいただきたいと考えております。昨日、知事から警  
戒レベル4への移行という発表がされたところでございます。我々も、  
もう二度と子供たちを一斉休校の中で孤立させたくない、そんな思いか  
ら様々なチャレンジを進めてまいりました。それらに含めて、今回議論  
していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長　　それでは、これより協議事項に入りたいと思います。本日は二点協議  
事項を予定しております。1つは「前橋市教育の大綱の改定につ  
いて」、2つ目として「GIGAスクール構想における1人1台端末化に  
対する利用上のルール（案）について」でございます。まず前橋市教育  
の大綱の改正について、事務局より説明をお願いします。

教育次長　　前橋市教育の大綱の改定について、ご説明申し上げます。お手元に配  
布しました資料「前橋市教育の大綱（案）」をご覧ください。

こちらにございますように、「多様な人と協働しながら、主体的・創  
造的に社会を創る人」、こちらを前橋市の教育の大綱といたします。

改定の趣旨についてご説明いたします。両面印刷の説明用資料をご覧  
ください。本市では、「第2期前橋市教育振興基本計画」に年度ごとの  
重点事業をあわせたものを教育の大綱と位置づけ、毎年度改定して  
おりました。しかしながら、この度、大綱の趣旨に鑑み、他の計画等との  
関連性を整理した上で、教育の大綱を改定するものです。

平成30年度に策定した「第2期前橋市教育振興基本計画」は、国の  
「第2期教育振興基本計画」及び前橋市まちづくりの羅針盤である「第  
七次前橋市総合計画」の考え方を基本とし、総合教育会議での協議を踏  
まえて策定されたものです。この計画において「前橋の教育が目指す人  
間像」として定めた「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会  
を創る人」は、本市が「第七次前橋市総合計画」の第1章「教育・人づ  
くり」の分野において10年後に目指す姿として掲げる「ふるさとを愛  
し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が  
共に学び、支え合えるまちを目指します。」とも合致しており、本市の  
人づくりの指針ともなるものであるため、この「前橋の教育が目指す人

間像」を、本市教育の大綱として位置づけることとします。

裏面の「3 大綱の推進及び他の計画との関連性について」をご覧ください。教育の大綱は、ご覧の図のように他の計画と連動しています。大綱を適切に推進するため、「第2期前橋市教育振興基本計画」では、「人づくりの4つのステージ」を定め、各分野において目指すものを示しています。また、今後、各年度の重点事業につきましては、大綱と切り離し、毎年度策定している教育行政方針の中で重要施策として示してまいりたいと思います。

「第七次前橋市総合計画」や、国の教育振興基本計画に大幅な変更がなされた場合や、社会情勢の変化等により、教育の大綱を見直す必要が生じた場合には、総合教育会議の場でご協議いただき、見直すこととします。説明は以上です。

教 育 長

概要の説明をさせていただきました。これから意見交換をさせていただきたいと思います。

教育次長からの説明にありました通りですが、国の計画に基づいて前橋市の10年間の計画、第七次前橋市総合計画が策定されています。この中の第1章の部分が人づくり、教育に関するものになっています。第1章の中に10年後に目指す姿「ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指します。」と、記されています。この10年間の計画をもとに前橋市第2期教育振興基本計画が作成されました。これが、5年間の計画になります。平成30年度から34年度、2022年を最終年度としています。この5年間の基本計画をもとに毎年度策定されるものが教育行政方針でございます。この教育振興基本計画と教育行政方針、この中の重点的なものを合わせて大綱としてまいりましたが、前橋の大綱、目指す人間像というものを、1つ明確にして表したほうがよろしいのではないかという話になりまして、今回ご提案した大綱の案となっております。それぞれ色々な計画がある中、整合性を取りながら策定させていただきましたが、まずは市長にお伺いしてもよろしいでしょうか。前橋が目指す人間像の案について、または市長がお考えになっている教育の目指す方向性について、お話いただけますでしょうか。

市 長

教育委員会が今まで取り組んできた個々人の個性を伸ばすという方針は、とても素敵なことだろうと思っておりますし、主体的・創造的に、というメッセージを子供達に訴え続けていくことが、子供達のまさに主体に結び付くのだろうと思っておりますので、私とすれば素敵な文章だと思います。課題は、どれだけ子供達をこういう形の中で育てていくかという、これからのアクションだろうと思っております。大いに期待しております。

教 育 長

こちらの案は市長とも話し合いを重ねて文章に起こしたのですが、前橋市の総合計画と教育振興基本計画をあわせてここに記載しております。今後、2022年度には教育振興基本計画が新たに策定されることとなりますので、その時には大綱も再度見直しをすることと思いますが、それまでの期間この大綱でよろしいかどうか、皆様の意見を伺いたいと思います。湯澤教育長職務代理者さん、いかがでしょうか。

湯 澤 委 員

位置付けとして今までとは違う位置付けで大綱を設定するという事で、より分かりやすいものになると感じています。私は法律家をやっていますが、一番上に憲法、その下に別の法律があって、その下に条例、規則という風に、きちんと順序立てて秩序が出来ているという世界に生きているものですから、このような位置付けというのは非常に大切なもので、今まであまりはっきりしなかったところを大綱としてまず一番上に置く、その下に計画を置く、というのは、第三者から見ても分かりやすい構図かなと思います。次に中身の問題として、これは大分前から「こういう人間像を目指そうよ」と教育委員会の中でお話しさせていただいておりました。まさにこれを目指す内容で大綱を作るという事でよろしいのかなと思います。特に私が最近感じるのは、個人主義がとても進んで、どうしても自分が自分が、という方が日本全体で増えてきているように感じます。その中で、前橋市はぜひ、他人との関係についてきちんと考えられる人間を育てる、社会人もそういう人間を目指していただく。まさにこういう人間を育てるという目標と、私自身の個人的な考えとも一致するので非常に素晴らしいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。奈良委員さん、教育者のお立場も長かったと思いますが、いかがでしょうか。

奈 良 委 員

今の湯澤委員さんと同じような意見になってしまいますが、これを読ませていただいて、分かりやすく、明確に整理されていて、変な言い方ですが良く出来ているなと感じています。今まで教育委員会の中でも度々このような話をして、総合計画の中での位置付けですとか、色々なことをやってきましたが、そのあたりがしっかりまとめられていると思います。あとは、先ほど市長さんがおっしゃったように、私たちが育てる子供達にどういうアクションを起こしてこういう資質を育てて大人になってもらうのか、という事だと思っております。私も湯澤先生と同じように、個人主義というか、個を大切にすることは大切な事で絶対的な事だと思いますが、その中であって、他者、自分の周囲の人や世界中の動きに目を向けて、その中で日本人として、ふるさと前橋人として、色々な大きな目で見たり、あるいは隣の人に目を向けたり、自分と同じよう

に他者も大切にするという心をしっかり身に付けてもらいたい、身に付けさせることが大切かなと思います。

教 育 長      ありがとうございます。石井委員さん、保護者のお立場ということになりますでしょうか、お話しいただけますか。

石 井 委 員      私も皆さんと同じようになりますが、前橋市がこのような子供達に育てほしいという姿勢が明確に記されていると思います。私も2人の子育てをしています、小さい頃から個性を大切にしながら、けれども個性だけを大切にしていると人との関わりが出来なくなってしまう、社会性を身に付けるように、と思って育ててまいりました。まさにこちらにある大綱と同じ気持ちで子育てしてまいりましたので、このような形で良いと思います。

教 育 長      ありがとうございます。溝口先生は医療の現場でたくさんの子供さんを診ていらっしゃるけれども、そのようなお立場から教育の目指す方向性、人間像についてお話しいただけますでしょうか。

溝 口 委 員      この一つの目標が大きく示されるというのは大切な事だと思いますので、そういう点では全体像が見えることは大変良い事では無いかと思います。ただ、今医療の立場からと言われましたので、そういう意味では、「多様な人と協働する」とか「主体的に動く」とか、「創造的に活動する」ということが苦手な人達がいるわけですね。このことが最もやりづらい人達は世の中にいる、その人数としては100人の中に数人いらっしゃることは現実としてあるわけで、これを、この下にある細かな対応でどうカバーしていくのかというところを大事にしていればと思います。この目標に向かって、これが苦手な人達もこの中に含めて、皆で支えていけるというような計画を立てていただきたいと思います。

教 育 長      ありがとうございます。社会の中で上手く協働出来ない子供もいるというお話を伺いました。実はこの点については、山本市長も「社会の中に適応出来ない子供の視点も大切だよ」と話されていましたが、このような視点から、改めて皆さんの意見を聞いていかがお感じでしょうか。

市 長            そうですね。社会の多様性、格差の拡大、経済格差、あるいは様々なリテラシー、今でいえば情報リテラシー、そのような格差の中で多様性が広がっている。ひとり親、あるいは親を失った子供、そのような多様性の中で教育員会として全てセーフティネットを張り続けてきたことへ

の感謝と労いと、あわせて、そろそろ別の人達が担ってあげないと、教育委員会は、特に学校現場の先生方はもう限界が来ているのではないかと。その手法については教育委員からも様々なアイデアが出て来るだろうと期待しながら感じております。

教 育 長      ありがとうございます。この大綱を策定する前に色々な市町村の大綱を見てみたところ、市町村の総合計画は作っている、ただ教育基本計画や教育行政方針を策定していない、大綱は全て市の総合計画にまとめられているという自治体もございますし、このように市長のお考えを落とし込んだ1枚に仕上げているところもあれば、教育基本計画の内容を落とし込んで項目建てで作成しているところもありますが、色々見た中で、今回はシンプルにまとめてみてはいかがだろうかと提案させていただきます。市の総合計画に関わっていらっしゃる政策部長、いかがお考えでしょうか。

政 策 部 長      教育の大綱を明確にするという事は、市の方向付け、10年間の市の指針、羅針盤と言いますか、総合計画とリンクしながら両輪を進めていく。市民にも分かりやすい。ここで書いてある通り、個の学び育ちと社会の中の育ちと、ここで言いたいのは「誰ひとり取り残さない」という教育の根幹というか、プラットフォームというか、誰もが公平で公正な教育を受けられると感じられるので、また、市としても両輪を進めていけるという事で、大変素晴らしい位置付けだと思います。

教 育 長      ありがとうございます。そろそろお時間が迫って参りましたので、今回いただいたご意見を現在の案と照らし合わせてチェックをし、市長の決裁をいただいたうえで教育の大綱を改定することといたしますがよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教 育 長      ありがとうございました。次の協議事項に移ります。「GIGAスクール構想における1人1台端末化に対する利用上のルール(案)について」を議題といたします。先ほどと同様に、概要説明の後意見交換の時間を設けさせていただきたいと思います。それでは、教育次長より概要を説明させていただきます。

教 育 次 長      本市における、GIGAスクール構想におきましては、来年2月頃から1人1台の端末が順次納入される見込みになってきました。そこで、本日は1人1台端末化に対する利用上のルール(案)について説明いたします。

本年7月14日に開催されました「第1回前橋市総合教育会議」の中で、「ICTを活用した効果的な学びについて」協議をさせていただきました。その際にも、1人1台の端末が導入されることによる教育的な効果の1つとして、情報モラルやリテラシーを育成でき、その上で、自らの可能性を広げ、新たな価値を創り出す学びに繋がることが期待できると説明させていただきました。これらの期待に応えるためには、教育委員会として利用上のルールを作成し、児童生徒はもとより、保護者、学校現場の先生方の理解を得た上で進めることが重要であると考えております。

これまで、学校現場の先生方にもご意見をいただきながら、利用上のルールについて検討してまいりました。変化が著しい高度情報社会にあって、これまで以上に児童生徒がリスクのある情報を容易に入手できる状況となっております。このような状況下において、端末の活用範囲を極力限定することも選択肢の1つと考えますが、それでは、児童生徒の主体性、創造性、情報モラルやリテラシーを伸ばすことには繋がりにくいと考えます。

そこで、利用上のルールについては、「児童生徒が主体的に学ぶ力を身に付け、学ぶ喜びを実感できるための効果的なルール作り」、「1人1台の端末化による効果を最大限引き出せるルール作り」という2つの視点で検討してまいりました。本日は、現段階における考え方を示させていただきます。お手元の資料は、特に協議を必要とする部分にアンダーラインを引いてありますので、そちらを中心に説明させていただきます。

それでは、配付いたしました資料をご覧ください。

まず、資料の「1 学校での管理等について」をご覧ください。

常時関係するものとして、「友達同士で端末の貸し借りをしない。」、「自分のパスワードは他人には教えない。また、勝手にパスワードの変更をしない。」を挙げました。

4項目ほど飛びまして、休み時間時の利用についてですが、児童生徒の健康体力面の向上や生徒指導上のトラブル防止の観点から、基本的に使用しないこととしました。ただし、例にありますように、教師の指示があった場合のみ、その内容に従って使用可能としました。また、部活動時は、顧問の指示があった場合を除き、こちらも使用しないこととします。

次に、個人所有物の取扱いですが、スタイラスペン・イヤホン、スタイラスペンは画面上をなぞったりして色々な操作が出来るペンのことですが、こういった道具は授業や部活動で使用する場合など、学校が認めた範囲内でのみ使用を認めることとします。

次に2ページをご覧ください。モバイルバッテリーは、雨等で水に濡れた際や長期間の保管時に危険を及ぼす可能性があるため、持参させな

いこととしました。

アプリの追加についてですが、学校が導入したい無料アプリがある場合は、市の教育委員会に申請の上で導入可能とし、有料アプリの場合は、市の教育委員会に申請の上で、学校がドコモにライセンス料を支払うことで導入可能といたします。

次に、データの保存に関するルールですが、基本的にクラウド上にデータを保存する仕組みとなっておりますが、写真・動画等データ量の大きいものは端末保存することをルールとし、端末の保存容量が限られているため、データの整理を定期的に行うことを基本にしたいと考えております。また、端末を外部記録媒体と直接接続した場合、セキュリティ面に問題が生じる可能性がありますので、基本的には制限したいと考えております。

次に、個人認証の方法ですが、端末に児童生徒の指紋を登録し、画面のロック解除やパスワードの入力等の代わりに日常的に指紋認証を利用することといたします。

続いて、「2 端末を忘れたときや充電忘れの対応について」をご覧ください。充電に対する基本的な考え方ですが、基本的に児童生徒は毎日家庭に持ち帰り、充電した上で学校へ持参することといたします。児童生徒には、家庭での使用後や翌朝の起床後にバッテリー残量を確認することで、充電忘れをしないようにしてもらうことを基本のルールといたします。

続いて、「3 端末の破損防止対策について」をご覧ください。物理的保護をするために、端末には厚手の本体保護ケース及び画面保護フィルムを装着しますが、この本体保護ケース及び画面保護フィルムを保護者負担とさせていただきます。ケースに直接記名することをルールにしたいと考えております。

3 ページの「4 故障した際の対応策について」をご覧ください。

まず連絡方法ですが、端末調達を行う業者連合にてヘルプデスクを設置して対応することとします。まだ未確定ではありますが、実現に向けて業者と交渉中の内容を説明いたします。

①として、当初三か月の平日日中については、学校や家庭からの多様な問い合わせに対して、直接電話対応可能となります。

②として、①以降の平日日中については、学校からの問い合わせに対しては制限なし、家庭からの問い合わせに対しては、明らかな破損に限定して直接電話対応可能としたいと考えております。

③として、上記以外については、365日24時間、メールフォームにて受付可能となります。

②についてはこれからの交渉次第となりますが、①③については業者の承諾を得ております。これらの対応により、学校に負担のかからない体制を整えたいと考えております。



次に具体的対応ですが、物損保険は加入せず、予備端末との交換で対応することとしたいと考えております。

次に費用負担についてですが、基本的には故意に破壊する等の悪質な破損以外は公費負担としました。

続いて、「5 利用できるコンテンツや時間・データ量等の制限について」をご覧ください。まず初めに、自宅利用時は快適な使用と通信量の節約ができるよう、Wi-Fiの利用を推奨することとしたいと考えております。ただし、フリーWi-Fiはデータ漏洩等のリスクがあるため、基本的には利用しないこととします。自宅Wi-FiでもLTE通信時と同様のフィルタリング機能を付与することができるため、安全な利用が可能となっております。

また、外出時の端末利用も認めることとしました。

次にインターネットの利用ですが、基本的な考え方としまして、児童生徒が学習での活用に注力できるようにするとともに、興味関心のある内容を意欲的に調べられるようにすることで、情報活用能力を高められるよう、必要最小限のフィルタリング制限を設定したいと考えております。また、安全面・健康面・通信量等を考慮し、メール等の機能制限及びWEBページの閲覧や動画視聴等に対する利用可能時間制限も設けることとしました。

次に、表の内容について説明いたします。まず、メールについては使用不可としたいと考えております。これは、児童生徒同士や外部とのメールのやりとりによるトラブル等を未然防止するためです。

また、アプリについては、学習に不必要な利用、無秩序な利用を防ぐため、市教委や学校が認めたもの以外は児童生徒の端末からのダウンロードを不可としました。

次に、自宅での通信方法ですが、通信量が膨大にならないようにするため、先ほどもありましたように自宅Wi-Fiの利用を推奨することといたします。

4ページをご覧ください。カテゴリーについてです。「脅威情報」や「アダルト」のように、法に触れたり、犯罪被害に遭ったりする可能性があり、児童生徒の安全や心身の健全な成長を守るために必要なものについては、アクセス不可とします。これは、現在学校で使用しているものをベースに家庭での使用を考慮したフィルタリングとなっております。

次の閲覧履歴については、端末上では消去できるものですが、サーバー上では履歴が残ります。そのことをあらかじめ児童生徒に伝えておくことで、不適切利用を抑止したいと考えております。

次に、インターネットへの接続可能時間についてですが、フィルタリングで制限することとしました。具体的には、小学生は朝の5時30分から21時30分まで。中学生は朝の5時から23時までと考えており

ます。

なお、その他に記述しましたが、利用データ量が特に多い児童生徒には、利用方法等の見直しをするように学校を通して連絡することとし、適切な利用を促す予定です。

最後に、今後の対応としまして、児童生徒の利用の実態等を踏まえ、定期的にフィルタリング等の制限範囲について検討していくこととしました。振り返りと検証を定期的に行うことで、児童生徒が学力と情報活用能力の両方を適切に向上できるようにしていきたいと考えております。

以上が利用上のルールに対する説明となりますが、国が定めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、そして本市の「前橋市情報セキュリティポリシー」や「前橋市教育情報ネットワークセキュリティ対策実施方針」を遵守することが基本となります。

今後も学校現場や保護者の方からも意見をお伺いし、ルールを固めてまいります。そして、端末と合わせてルールをまとめたリーフレットを配付し、学校・児童生徒・保護者それぞれに周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上となります。

教 育 長

ありがとうございました。10月に教育委員会の中で総務課情報教育推進室が立ち上がりまして、そのメンバーを中心にこのルールについての詳細を固めてまいりました。様々な場面を想定してルールを策定してまいりましたが、まず全体を見て山本市長いかがでしょうか。

市 長

よく議論されていて、細かいところまで、子供達の特性や子供達へのリスク回避、様々な観点からお取組いただいているだろうと思います。また、夜の使用時間、常識的にはこのような形で制限しながらも、早起き勉強を促してくださっているだろうなと思っております。そういう意味で私からは大きな疑問点もございません。問題なのは、この道具を、これだけの柔らかい規則の中で、柔らかいというのは色々な手法が試せるような規則の中で、しかも在宅学習、あるいは在宅での様々な活用方法、もしかしたら色々な活用方法が広がっていくのではないかと考えておりますし、それがリスクになる可能性もありながらも、それを活かしながら子供と社会の結び合わせみたいなことまでお考えいただいている気がしています。こういうことで素敵に使っていきたくて期待をしています。一方で、学校の現場で先生方もこの道具・手段を使いながらどうやって子供達と、という、そこの負担をなるべく減らさないといけないと感じています。「この道具を使って、夜まで子供たちの質問に答えるようになるのもまた大変だろうな」「お父さんやお母さん方がどういう関わり方をしていくのかな」など、色々な悩ましい問題はありますけれども、えいっと進めて行こうというお気持ちを感じて、頼もしく感じ

たところす。以上す。

教 育 長 ありがとうございます。学習面でしっかりと利用していく、また、心身の安全に配慮する、学校の負担を軽減できるルール作りという観点で作成をされたものと思います。全体を通して、または、気になるころがあればお話をいただきたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

湯 澤 委 員 ルールという事なので、細かいところまでお考えいただいて、とてもよく出来ていると思います。ちょっと気になったのは、自宅にも持ち帰れる一方で使用時間を限定していたり、おそらく学校では積極的に学習に活用してもらいたい、という発想で構成したルールだと思いますが、自宅でも学習でどんどん使ってもらいたいということなのか、そのあたりのメッセージが利用の細かい条件を見ているとどちらなのかよく分かりづらい。Wi-Fiを利用しろとか、でも外出先ではLTEでやれとか、フリーWi-Fiは使うなとか、そのあたりがなんとなくぼやとしていてですね、本当に簡潔で良いと思いますが、ルールの冒頭に、どういう利用をしてほしいのか、ちょっとした文章を備えてもらった方が、多分ご自宅で親御さんがそのルールを見た時に、「市はこういう考え方でこの端末を活用してほしいんだな」という意図が伝わるのではないかなと思いました。そのあたりも入れてもらった方が良いのかなと個人的には思いました。

教 育 長 ありがとうございます。前橋市として、端末の利用についてどういう考えを持ってこのルールを制定したのか、明記したほうが良いというお考えでした。事務局の方は何か考えがありますか。

教 育 次 長 もっともなご意見ありがとうございます。どうしてもルールと言いますと、端末の使い方というところを捉えて、その前提とする部分は先ほど湯澤先生がおっしゃった通り、こう使ってほしいという気持ちは確かにあるのですが、前書きしておいた方が分かりやすいと思いますので、こちらで検討させていただきたいと思います。

教 育 長 こちらについては検討させていただきます。奈良委員さんいかがでしょうか。

奈 良 委 員 いよいよこれが始まって良かったと思います。そういう中であって、何事もこういう物を使うとルールがあるのは当然のことだと思うのですが、このルール決める時に保護者とはどのような話し合いがなされたのですか。保護者の方の要望や保護者が心配していることについての話し

合いはどうだったのかなということと、もう1つは、児童や生徒が家庭でもどんどん使っていけると良いなと思うのですが、教育懇話会などでは、家庭ではこういう物とのルールや関わり方で悩まれているという話も聞きますので、そのあたりはどうかな、と思います。若い世代のお母さん、特に小学校高学年から中学生くらいのお母さんからの心配の声はよく聞きますが、そのあたりはどうですか。

教育次長 今年の夏に実証実験という形で、中学3年生の学びを止めないことを目的に、学習支援のためにオンライン教育といいますか、学習支援アプリを提供させていただきました。実証実験の後にアンケート調査をさせていただきまして、どういった使い方が良いかということを保護者からアンケートという形で意見を伺ったところでございます。

奈良委員 ありがとうございます。保護者の声も取り入れている中で最初のルールが決まるという事だと思います。これを進めていく中で、「ここは心配しすぎたな、もっと主体的に子供たちに判断させよう」とか、改善できる所もあると思うので、一度決めたからこのままというのではなくて、柔軟に対応していただけると良いなと思いました。

教育長 ありがとうございます。続きまして、石井委員さんいかがでしょうか。

石井委員 保護者が心配する部分については大分お話をされていまして、私はこのICTを子供達がとても興味を持って活動してくれば良いなと感じています。グーグル検索も出来るということでしたので、興味を持った事とか、自分の将来の事とか、それをとことんまで、納得できるまで調べるという使い方をしてほしいと思います。そうすればこれからの学習の幅が広がるようになってくると期待しています。

教育長 ありがとうございます。溝口委員いかがでしょうか。

溝口委員 全体的にこういう形で進んでいくというのは大変良いことだと思います。しかし、この中ではどういう風に使うかということをお細かく決めていって、それはそれで良いのですが、もっと分かりやすいほうが良いのではという気がしています。お子さんもそうですが、ご家族の中でもこれをポンッと出されてすぐ理解できる方ばかりでは無いような気がします。また反対に「こんなことは分かっているよ」という方も多くいるのだらうと思いますが、これをどれだけ分かりやすく、ご家族にも、ご本人達にもどう説明するかというのは1つ大事な事だと思います。それから、「こういう風にするよ」というのは書いてありますが、

じゃあそれがダメだったときはどうするか、というところまでは書いてないですね。ルール違反をした場合最後にはどうなるのですか、という所が書いていない。どこに限度を置くのか。結局、「ダメだよ」とは言うけれどもその後の処置が決まっていないという事は、これもまた分かりづらいなという気がいたしますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

教育次長 ありがとうございます。その視点がなかなか無かったと思います。ただ、1人あたり5GB、それを全体でシェアして使うというのですが、動画ばかり家で見ているような子がいると、もしかするとその子は1人で100GBとか超えてしまうような場合があるかもしれない。そういう子については先生から、「どうしてこんなに使っているの」と問い合わせていただくという部分もあるのですが、こうなったらどうなるか、という部分が他にもあれば、検討させていただきたいと思います。

教育長 先ほどの奈良委員さんからは、「まずこれでやってみて、改善をどんどんして、良い物を作っていくほうが良いですよ」というお話もありました。またこれに基づいて石井委員さんからは、「思いっきり使ってほしい」という話もいただきました。ここで、情報政策担当部長、教育委員会のルールについてはどのようにお感じでしょうか。

情報政策担当部長 私も2人の子供がおりまして、父親という目線で見えておりました。自分の子供がタブレットを持ったらこういう風に使うのかなと思っていました。それとは別なのですが、ルールを見ていると学校と家での使用ルールだと思うのですが、場合によっては、先ほど石井委員さんが「なるべく使ってほしい」とおっしゃったように、例えば社会教育、ガールスカウトでタブレットを使いたいとか、そういった需要が今後出てくると思うのですが、そのあたりのルール作りは今後考えていかなければと思っているのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

教育次長 私どもが考えているのは、1人1台端末で、お話にあったように学校で使う、自宅で使う、まずここで整理させていただいて、もうちょっと発展的に、例えば地域で使えないか、ガールスカウトで使えないかという話が出て、経験や使い方などが段々と積み上がってきましたら、その時に改正なりの形で対応していきたいと考えています。

情報政策担当部長 最初は使いたい団体が教育委員会に申請なりを出して許可を取るような形からの運用になると思うのですが、そういった形でしょうか。ここで結論が出るものではないですが。

教育次長	まだその段階には至っていませんので考えておりませんが、こういった形が良いかということは今後動きながら考えていくものと思っております。
教育長	Wi-Fi仕様ではなくLTEなので、前橋市の1人1台のタブレットは色々な活用が期待されると思います。学校と家庭と、またはそれ以外、部活も学校内だけではなくて試合会場でも活用が出来るのではと思いますし、校外での課外活動でも活用出来ると思いますが、そちらが中心になってしまうと、データ容量などもかなり増えてしまうと思いますので、まずは学校と家庭でしっかりと使い方を学んで、その後広げてもらうという方向かなと思いますが、市長さんいかがでしょうか。
市長	結果的に学校教育だけでどういう使い方をするのか、そこが動いてくるのに従って学校外、社会や家庭での使い方、あるいは塾での使い方、様々な活用方法もまた広がってくるだろうと思いますし、学校の先生がタブレットでホームワーク、宿題を出してくれるならば、その宿題については自宅で5時半に起きてやらなくてはいけない、ということになりますよね。公教育がこれを持ち帰った先をどうやって活かすのかというセンスは、公教育の中でこれから決めていくのだろうと思っていますし、同じように夏休みの1か月、「このタブレットで皆どれだけ蝶々の写真を撮れるかな」と理科の先生がおっしゃってくれば、皆これを持って山に入って行きますから、そういう風に見ればわくわく感も出てきますので、そういう意味で、これから色々な使い方をして、ぶつかっては直し、ぶつかっては直し、溝口先生がおっしゃったように、これを悪い風に使ったらどうなるのか、何が悪い事なのか、それも含めてこれから見つけていこうという、そういう所なのではないかと思っています。
教育長	ありがとうございました。事務局で検討したときに、3ページの5、「自宅から外出した際の利用も可能とする」という、この1文を入れること、またその下にございます下線部の「必要最小限のフィルタリング制御を設定する」と、この部分には、教育委員会として本当に子供達の様々な学びに使ってほしいという思いが込められています。今の部分とはまた別の件ですが、4ページ目の使用時間、小学生は朝の5時30分から夜の9時30分まで、中学生を朝5時から夜の11時までとじていますが、このあたりも事務局が色々と思い悩んだところですが、この時間制限についてはいかがお考えでしょうか。
市長	これは常識的な時間なのではと思いますが、ただ僕が心配しているのは、「60年に1回のハレー彗星が来る！」という時には制限を解除してもらわないと、その点だけはぜひお願いいたします。

教育次長　　そういった天文ショーのようなものもあろうかと思しますので、その都度考えさせていただきたいと思います。

教育長　　とにかく色々な場面で子供達にはしっかりと活用してほしいと思います。度々出てきておりますが、このルール作りに関しては、その度に直してより良いものにしていくという姿勢で取り組んでまいりたいと思います。ルール作りについてはこのように進めてよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教育長　　ありがとうございました。それでは、今回いただいたご意見をもとに、運用に向けてより良いルール作りを進めてまいりたいと思います。それでは最後に市長から一言いただけますか。

市長　　教育委員会4人と教育長さんで色々なことをお考えいただき、進んでいるわけですから、行政とすると色々な形で教育委員会の決定を応援していく、それに尽きると、私はそう考えています。今、教育長からも、アジャイル的に何か課題感の中で、その時にはもう少し、特にこのGIGAスクールの場合は、専門性の高い、色々なご判断が出てくるだろうと思いますし、これからデータ活用方法やシステム、機器の更新、またシステムやテクノロジーが目覚ましく変わっていくのだろうと思います。そのアジャイルをアドバイスするようなCIO、チーフインテリジェンスオフィサーのような存在感がやはり、もう1つ必要なのではないか、という提言だけさせていただき、教育委員会の様々なチャレンジにお礼を申し上げて終わりたいと思います。

教育長　　ありがとうございました。教育委員会にとっては、新型コロナウイルスの感染症が拡大し、長期の休校がございまして、このGIGAスクール構想が一気に加速し、今後2年から3年をかけて徐々に、と思っておりました1人1台端末化が、今年度中に完了するという非常に速いスピードで進んでおります。このスピード感を持ちながらもしっかりと子供達の学習の使い方、学校と家庭でどう使うのかということを見ながら、ルールも見直してまいりたいと思っております。今、市長のお話にございましたけれども、CIOのような立場の方、私達も教育委員会として非常に専門的な知識を積み重ねながら悩んできたところでございます。専門的な方にも今後ご相談出来たらと思います。

　　次回の予定につきましては、協議すべき議題が出ましたら、改めて総合教育会議を開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教 育 長

具体的な日程については、改めて事務局からご連絡を申し上げます。  
以上で本日の会議事項は全て終了いたしましたので、事務局にお返し  
します。ご協力ありがとうございました。

教 育 次 長

以上で、令和2年度第2回総合教育会議を閉会いたします。  
ありがとうございました。

(午後4時00分)